



Title	1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する「密約」に係る調査の関連文書No.1(5 外務省外交史料館レファレンス番号 : H221853)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.5 公開日 : 平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号 : 2010-6439 CD・DVD番号 : H22-013
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860
Rights	外務省外交史料館所蔵資料



安全保障に関する当面の諸問題について

三三 七 三 米保

一、安全保障に関する当面の諸問題に左の如きものがある。

(1) 共同防衛体制充実に関連する事項

1. 自衛隊と在日米軍の協力の基本関係について

現在我國に自衛隊と在日米軍が並存しているが、行政協定第二十四条に、兩政府は、非常事態が生起した場合、「日本区域の防衛のため必要な共同措置を執る」とため直ちに協議すると云う規定があるのみで、安保条約は米軍の日本防衛義務を規定せず、自衛隊と在日米軍の協力の基本関係に付兩政府間に何等の約束は存しない。此の点に關し、自衛隊が在日

- 1 大巨
- 2 次北
- 3 米島
- 4 三島
- 5 米島
- 6 米島
- 7 米島
- 8 米島
- 9 米島
- 10 米島

極秘

十部の内五号

米軍と並存する現状の裏付けとして、兩者の協力の基本関係に付、安保条約自体は其の礎として、兩政府間に何等かの合意を為し得るや、又為すべきや否やの問題が存する。

2 在日米軍配備の協議について

在日米軍の配備（乃至撤退計画）は安保委員会に於て協議されて來ているが、今日の実情は米軍の撤退が急速に進められ、特に空軍關係に於ては我方の自衛隊育成が迫付かざして防衛に空白を生ずる形勢にある。此の意味に於て自衛隊と在日米軍の兩者の力を綜合して我國の防衛を確保し得る様、在日米軍配備の協議を實質的に強化して行く必要がある。

3 軍事援助について

自衛隊装備の質的強化の爲めには今後共米國よりの軍事援助に依存する必要がある処、此種援助を受ける爲めには我方に於ける秘密保護措置も必要であり、又核弾頭と切離された近代兵器を受容れる態度を明確にしなければならぬが、他面米側の援助も逐次厳選される趨勢にあるので、米側に対し、我方の計画を明にして積極的援助を要請する努力を払ふ必要がある。

4 防衛施設の確保について

米軍施設は逐次縮小しているが、返還後の処分に關し混乱が絶えず、延いては米側の不信を招くことともなる次第である。依つて、当面米軍に提供しているものを含め、我國防衛

上所要の施設の範圍を確定し、此等所要施設は、国・公・私有の別を問わず確保することとし、無用の摩滅を避ける必要がある。尚自衛隊施設に關し、有事の際の米軍の共同使用の方途に就ても研究を要する。

(四) 安保条約体制に付調整し度き事項

1. 在日米軍の日本地域外使用の問題

在日米軍の日本に於ける配備及び使用は日米間に実行可能な限り協議することになつてゐるが、其の日本地域外使用に就ても協議せしむることとするに非れば、日本政府と相談なしに行われる在日米軍の使用の結果、日本が其の意に反して戦争に捲き込まれることとなる、と云う問題がある。飛雷す

此の点については、(a) 在日米軍の日本地域外転用の際は配備の消極的変更として協議されること、及在日施設を作戦基地とする場合は日本政府の事前同意を要することとする事、(b) 二点に付約束を取付け、(c) 或はより一般的な形で極東の平和と安全が脅かされた場合日米両政府は協議すると云う趣旨の約束を為すこととする、等の措置が考へられる。

2 核兵器の問題

核兵器問題に關する日本政府の態度に対して米側は一切沈黙を守っているが、核兵器の著しい発達時に戰術的核兵器の普及により、(a) 自由陣營の戰略が欧州に於てもアジアに於ても核兵器の使用を前提としていること、(b) 米軍自身の自衛の

為め少くとも戰術的核兵器の使用を前提していること、等よりして米側としては、此問題が保守政權による日本内政の安定を害する要素となることを懸念すると同時に、核兵器を今後如何なる場合にも日本に持込まないとの約束することは米軍の日本駐屯及安保条約体制の維持を困難なしめるものであるとの意向を有すると考えられる。従つて現状に於て国会が核非武装決議を行ふ等のことまたは事態は更に複雑となるものと思われるので、核兵器問題に就ては野党及左翼勢力の攻勢を現在の限度で喰止めることが必要である。

斯る見地より、此の問題に關し米側と何等か懇談し、或は進んで核兵器持込を協議乃至事前承認事項とする機融合を為

すべきや否やの問題がある。尚詰合を為すとせば、核兵器の
定義を核弾頭にしぼること、及将来場合により核兵器持込に
同意することあるべき含みをもたす等の問題を生ずべく、又
沖縄に就ては米側は何等の約束を為すことも拒むであらうか
ら沖縄に関して左翼勢力の反響が予想されること、等は認識
し置く必要がある。

二前記の諸点の内、此の際米側に提起すべきや特に御決定願度き事
項は、自衛隊と在日米軍の協力の基本関係(四一)、在日米軍の
日本地域外使用の問題(四二)、及核兵器の問題(四三)である
と思われる。以上に関し、如何なる形に纏め得べきやに付、交換
公文の案等は事務的に研究しているが、元々此等諸点は東京に於

て安保委員会の内外に於て慎重に検討されるべき問題であると共
に、米側は安全保障の問題は極めて重大視しているので何処迄我方
の要望に応じ来るやは詳ならざるも、現状のまま推移することは問
題であり、何等かの調整をなすこと必要ありと考へおるやに見られ
旁々在京米大使も安全保障問題調整に関し懇談を願く希望して居る
事情もあるので、先づ在京米大使との間で問題を提起して双方隔意
なく意見を交換し、逐次合意し得べき形を形成して行くことが適当
であると思われる。